

# 関西医科大学医学会賞交付規程

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 本規程は本学の学術研究振興を目的として、関西医科大学医学会(以下「医学会」という。)が学術集会開催年の前年および前々年の優秀学位論文並びに関連業績に対して褒賞するために定めた規程である。

### (交付対象)

第2条 学術集会開催年の前年および前々年の本学での学位取得者が対象で、学位論文の学術レベル、当該論文における応募者の役割、学術集会での講演内容・講演方法・質疑応答・態度などを総合評価して毎年若干名に賞を交付する。

第3条 本賞の副賞として褒賞金**35万円**を授与する。**若干名の交付対象者があつた場合はこの褒賞金を総額として配分する。**財源としては医学会の予算をもつてあてる。

## 第2章 交付手続

### (交付申込)

第4条 応募は、次の方法により行うものとする。

- (1) 本賞の応募者は医学会事務室に備え付けの所定の申込書に必要事項を記入し、申請に係る論文のコピー(3篇以内)を添えて毎年1月15日迄に医学会に提出する。
- (2) 本賞への応募回数は1回とする。

## 第3章 選考

### (選考委員の構成)

第5条 選考委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 職務上選考委員となるもの
  - 医学会会長
  - 医学会委員長
  - 医学会委員会委員**
  - 学内学術集談会の世話講座となる講座の教授
- (2) 前号の委員が所属する講座等以外の講座等で講師以上の教員1名

(選考委員会の開催)

第6条 毎年2月又は3月に開催される学術集会開催日に選考委員会を催し、論文と講演について選考を行う。

(審査会の議長)

第7条 医学会委員会委員長が議長となる。

(審査会の議決)

第8条 議決は選考委員の投票により決定する。

#### 第4章 その他

(本規程変更)

第9条 本規程の変更は医学会委員の3分の2以上の承認を得なければならない。

細則1 選考結果は毎年学術集談会終了時に発表し交付金を支給する。なお、受賞者は関西医大誌誌上に講演内容を寄稿することとする。

細則2 受賞者のうち1名は井上研究奨励賞に応募することとする。

付 則

本規程は、平成13年9月1日から施行する。

付 則

本規程は、平成15年10月10日から施行する。

付 則

本規程は、平成21年12月8日から施行する。

付 則

本規程は、平成25年9月10日から施行する。